

	変更前	変更後	備考
電気需給約款	<p>VI 契約期間、変更および終了</p> <p>第 25 条 契約期間</p> <p>1. 契約期間は、以下によります。</p> <p>(1) 契約期間は、需給開始日から <u>1年目の日まで</u> とします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 26 条第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。</p> <p>(2) 契約期間満了日の 30 日前までに当社に本契約の終了の申し出また変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も 1 年ごと（お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。本契約を継続する場合、当社は、お客さまに、あらかじめおよび継続後遅滞なくその旨を当社が適切と考える方法によりお知らせすることができます。このお知らせには、お客さまが希望されるときを除き、継続前にお知らせする場合にあっては継続後の契約期間以外の事項のお知らせについては省略し、継続後にお知らせする場合にあっては、小売電気事業者等の名称ならびに住所、契約年月日、継続後の契約期間および供給地点特定番号をお知らせします。</p> <p>第 28 条 契約の変更</p> <p>1.～5. (略)</p>	<p>VI 契約期間、変更および終了</p> <p>第 25 条 契約期間</p> <p>1. 契約期間は、以下によります。</p> <p>契約期間は、需給開始日から<u>開始するものとし、終了日は定めないもの</u>とします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 26 条第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>第 28 条 契約の変更等</p> <p>1.～5. (略)</p> <p>6. 当社、一般送配電事業者または電気に付帯するサービスを提供する事業者等の都合により、契約種別を廃止する場合は、当該契約種別のお客さまには廃止期日の 1 ヶ月以上前にご連絡いたします。当該お客さまには、他の契約種別への変更または当社との需給契約の解約等の手続きを行っていただきます。</p>	<p>(削除) (変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>